訪 問 看 護 利 用 料 （要介護）

令和8年6月1日改正

種　　類		内　　容	利用料の算定基準		金　額
介護保険	利 用 料 （利用者負担割合は、負担割合証に基づく）	ケアプランに基づく	1回につき算定		
			Ⅰ-1　20分未満		3,140 円
			Ⅰ-2　30分未満		4,710 円
			Ⅰ-3　30分以上　60分未満		8,230 円
			Ⅰ-4　60分以上　90分未満		11,280 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	厚生労働大臣の定める基準により	1回につき算定		60 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				30 円
	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	ご利用者様の希望により24時間対応体制のもと緊急時訪問を必要に応じ行う	1ヶ月につき算定		6,000 円
	特別管理加算(Ⅰ)	管理が必要なご利用者様が対象	1ヶ月につき算定		5,000 円
	特別管理加算(Ⅱ)	管理が必要なご利用者様が対象	1ヶ月につき算定		2,500 円
	長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者	90分以上		3,000 円
	看護体制強化加算(Ⅰ)	厚生労働大臣の定める状態に該当する場合	1ヶ月につき算定		5,500 円
	看護体制強化加算(Ⅱ)		1ヶ月につき算定		2,000 円
	複数名訪問看護加算	利用者様家族様等の同意を得て、1人の看護師等による訪問が困難と認められる場合等必要に応じて複数名での訪問を行う	30分未満		2,540 円
			30分以上		4,020 円
	夜間・早朝加算	18時～22時まで、6時～8時まで	夜間・早朝1 回につき所定単位数の25％加算		
	深夜加算	22時～翌6時まで	深夜1回につき所定単位数の50％加算		
		（緊急時訪問看護加算がついている利用者様に、緊急時訪問を行った場合、2回目以降の緊急訪問時に算定）			
	退院時共同指導加算	入院中又は入所中に主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合、初回訪問看護の際、1回（特別な管理を要する場合2回）限り算定			6,000 円
	初回加算(Ⅰ)	新規に訪問看護計画を作成したご利用者様に対して初回訪問看護月に算定			3,500 円
	初回加算(Ⅱ)				3,000 円
	ターミナルケア加算	死亡日及び前14日以内に2回の訪問看護実施・24 時間以内のターミナルケアを行った場合（その月に算定）			25,000 円
	介護職員等処遇改善加算	介護職員等の賃金の改善等を実施	1月の所定単位数の1.8％加算		
有償サービス	通常の訪問看護以外の訪問看護サービス	医療保険や介護保険でカバーできない内容について自由契約でのサービス （入院中の外出、観劇、買い物、旅行等の看護師の同行を希望される場合）		日中1時間	8,000 円
				夜間、早朝1時間	10,000 円
				深夜	12,000 円
	長時間利用料	利用者の希望により90分を超える訪問看護 （超過時間30分毎に基本料金に加算する）	8時30分～17時		4,000 円
			17時～22時、6時～8時30分		5,000 円
			22時～6時		6,000 円
その他	利用者実費負担	訪問新規セット（初回のみ）			100 円
		お薬カレンダー			100 円
		死後のお世話料（税込）			11,000 円
		有償サービスの交通費は1回につきステーションからご自宅までの片道分			1km　30 円

済生会明和 訪問看護ステーション

〒515-0312　三重県多気郡明和町上野435

電話：0596-53-0007　携帯①：090-4114-5055

FAX：0596-53-0008　携帯②：090-7607-0714